

郡公益財団法人郡山市観光交流振興公社物品調達見積合せ心得

平成31年4月

公益財団法人郡山市観光交流振興公社

(目的)

第1条 物品調達に係る見積合せ（以下「見積」という。）に参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(保証金)

第2条 契約保証金については、免除とする。

(見積等)

第3条 見積参加者は、見積通知書、仕様書及び現場等を熟知の上見積しなければならない。

2 見積参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して見積書を提示することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 見積参加者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ、確認を受け提出しなければならない。

4 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積に対する他の見積参加者の代理をすることができない。

5 見積参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を、見積参加者の代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり故意に業務の内容等に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 見積参加者又は見積参加者の代理人は、見積書をいったん提出した後は開札の前後を問わず書き換え、引き換え又は撤回することができない。

7 見積参加者又は見積参加者の代理人から、必要がある場合には、当該業務の委託に係る積算書を提出させることがある。

(見積の辞退)

第4条 指名を受けた者は、見積執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 見積執行前であっても、見積辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（見積日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 見積執行中であっても、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積を執行する者に直接提出して行う。

3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第5条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(見積の取りやめ等)

第6条 見積参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積参加資格のない者のした見積
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明な見積
- (5) 1人で2通以上提出した見積
- (6) 見積条件に違反した見積
- (7) 明らかに連合によると認められる見積

(契約者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約者とする。

2 決定となるべき同価の見積をした者が二人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせて契約者を決定する。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度見積)

第9条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度の見積に付することができる。

(連帯保証人)

第10条 連帯保証人は、不用とする。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合においては、決定者は契約権者が指示する契約書案に住所氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 決定者が前項により契約書を提出しないときは、決定を取り消すことができる。

(異議の申立)

第12条 見積をした者は、見積後、第3条第1項に規定する見積の条件等及びこの心得について不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補足)

第13条 この心得に疑義がある場合は、見積参加者は、その疑義について見積前において質問することができる。